

学校運営協議会について

美里町教育委員会主席指導主事

江森 貴文

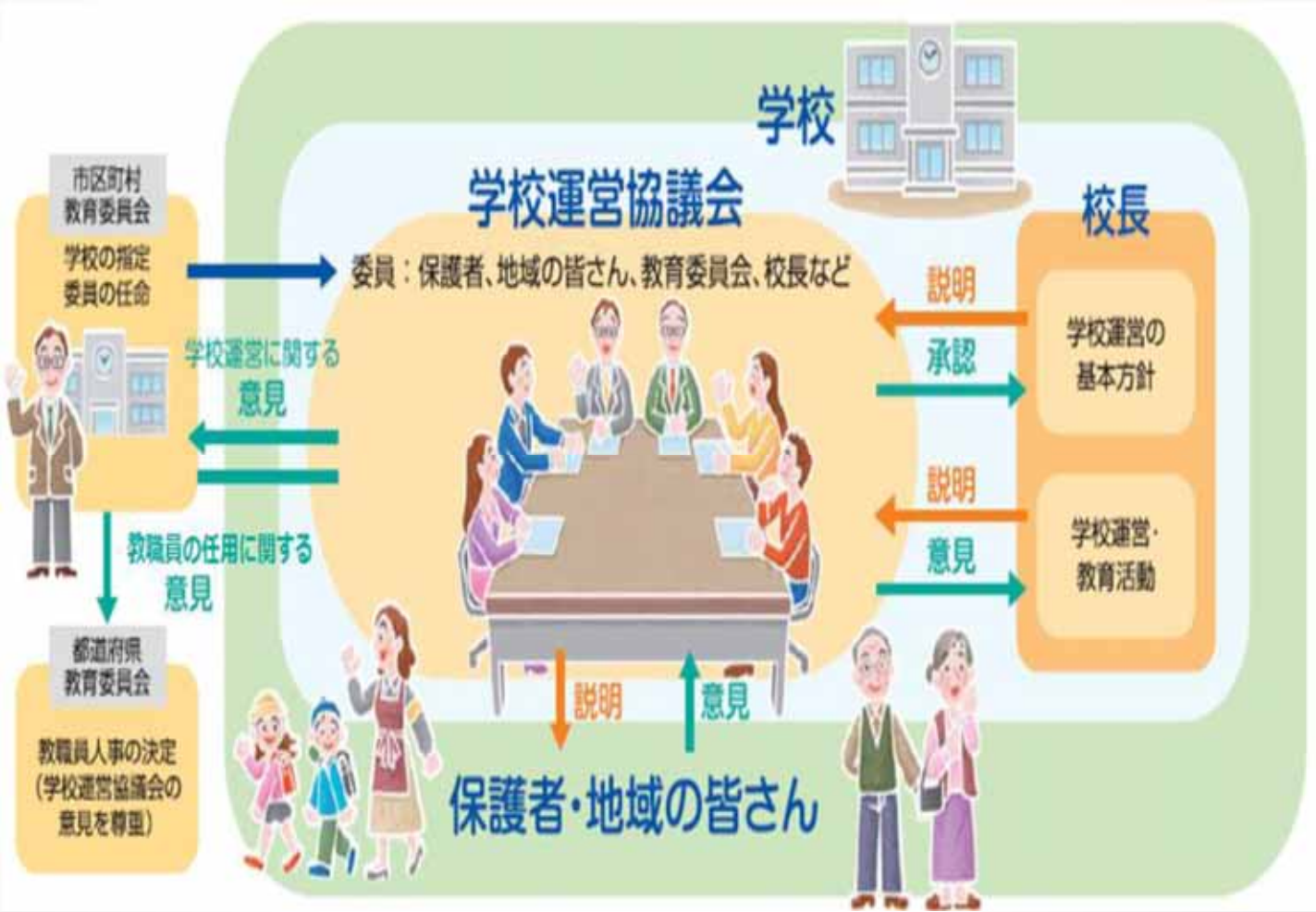
本日お話をすること

1. コミュニティ・スクールとは
2. 県内市町村の動向
3. 先進校の状況
4. 美里町での導入にあたって

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

- 地域とともにある学校
- 地域と学校が目標やビジョンを共有し、社会総掛かりで子供達を育む
- 様々な教育的な課題に立ち向かう。

地域とともにある学校への転換 文科省資料より



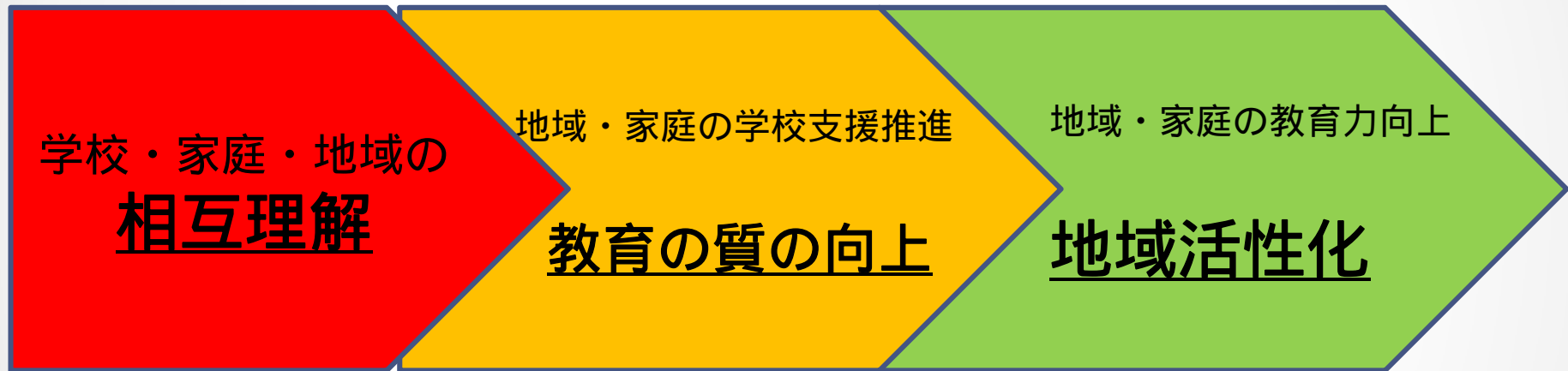
学校運営協議会の3つの権限

1. 校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
2. 学校運営に対して校長や教育委員会へ意見（任意）
3. 教職員の任用に関する意見（任意）

3つのメリット

1. 目標ビジョンの共有
2. 当事者意識役割分担
3. 持続可能性

3つの効果



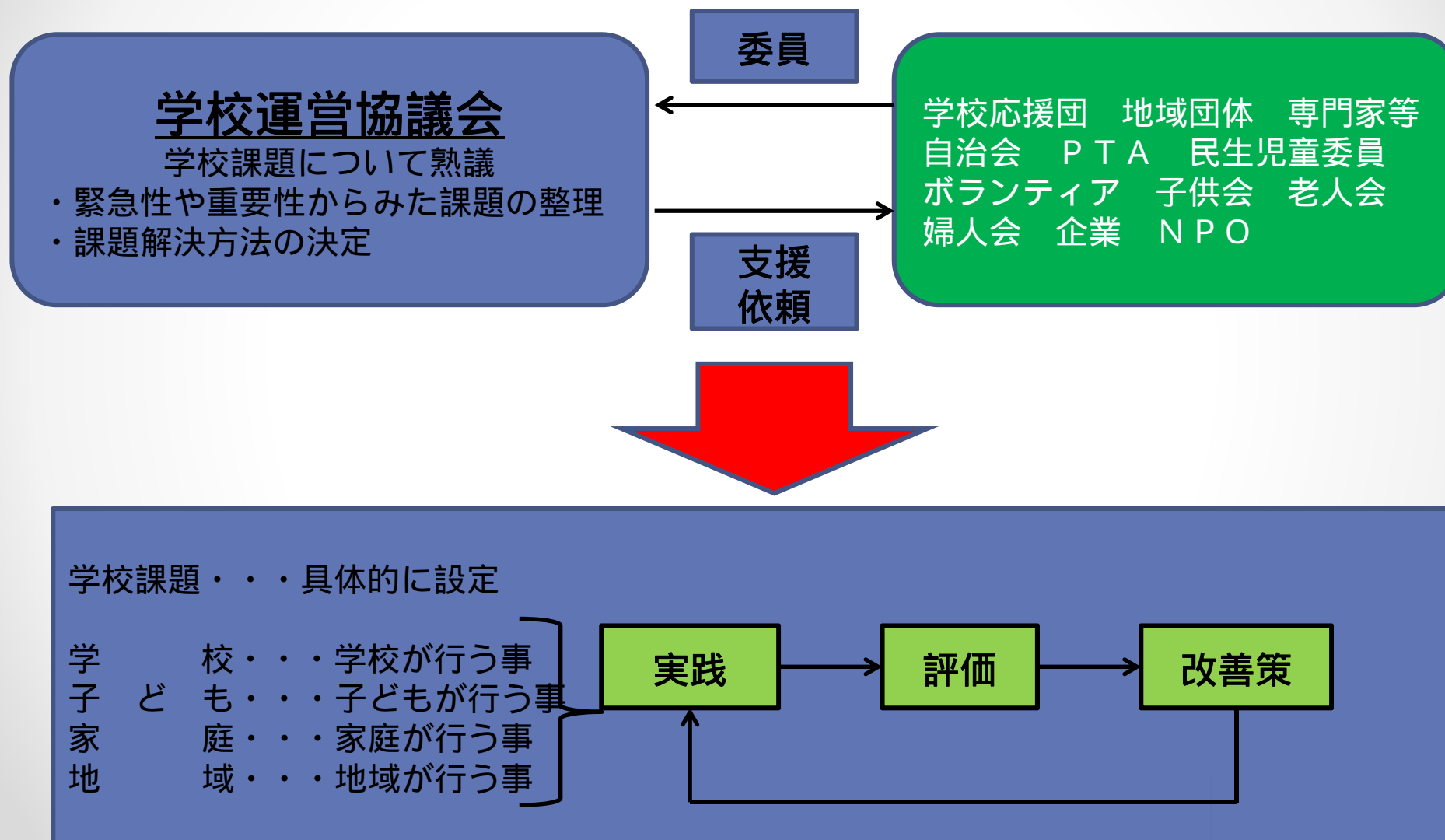
学校運営協議会と学校評議員制度の比較

	学校運営協議会	学校評議員制度
対話・情報交換機能	<ul style="list-style-type: none">・合議体としての会議参加が原則・多様なメンバーでの情報交換が可能	<ul style="list-style-type: none">・合議体ではなく、協議の場が設定されても会議頻度が低い。
協議・意見具申機能	<ul style="list-style-type: none">・協議による意見具申が行える。・協議会に権限が与えられる。	<ul style="list-style-type: none">・評議員の個別意見。校長の求めに応じて意見を述べるなど権限が弱い。
対面・情報交換機能	<ul style="list-style-type: none">・基本方針の承認など、権限に一定の強さがある。	<ul style="list-style-type: none">・承認機能はなく、参画意識が弱くなる。
透明化機能	<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会だよりなどで、外部関係者に情報提供を行い、HPでCSの周知を図る例もある。	<ul style="list-style-type: none">・校長のメンバー間の意見交換を原則とするため、必ずしも透明化機能が期待できるわけではない。

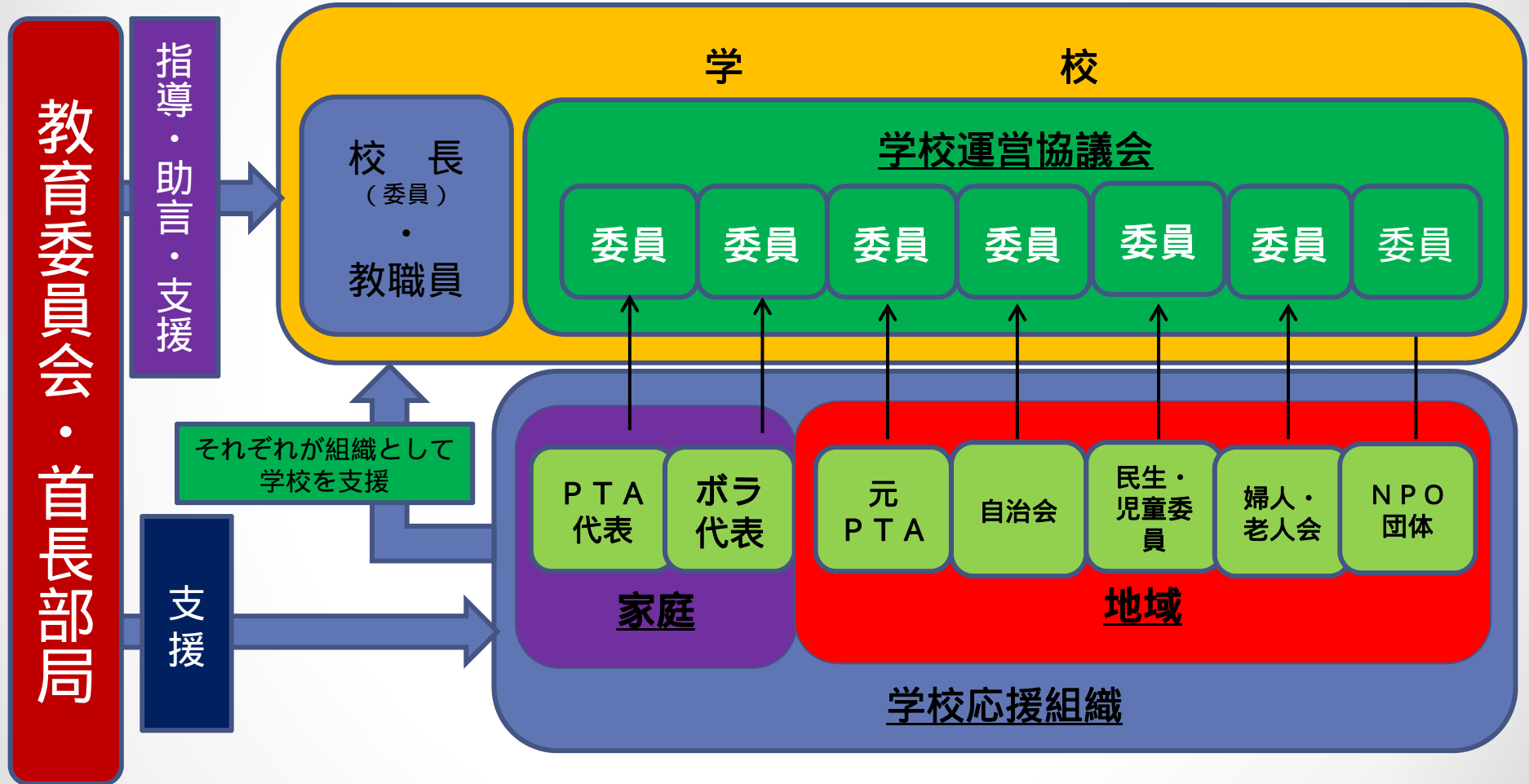
学校運営協議会と学校支援地域本部の比較

	学校運営協議会	学校支援地域本部
目的	学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する。 ニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組む	学校活動支援を通じて、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えること
役割	校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須） 学校運営に対して校長や教育委員会へ意見（任意） 教職員の任用に関する意見（任意）	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部においてどのような支援を行っていくかといった方針などについて、企画・立案を行う。 地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートし、学校支援活動を実施する。
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	学校教育法施行規則 48条

学校が直面する課題の解決

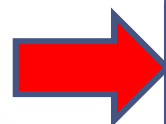


委員の構成例・選出母体



進めるに当たって3つのポイント

1. 委員の人選
2. 課題をオープンに
3. 教育委員会の学校への関わり



個人情報の取扱いに注意

委員の身分

- 特別職の地方公務員に位置づけ

地方公務員法第3条

「二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の期間の定める規程により設けた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

学校運営協議会規則の例

- (守秘義務等) 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。



任命時や委員交代時等、機会あるごとに説明

国の動き

平成16年
制度開始

平成27年12月
平成28年1月
中教審答申
文科省プラン

平成29年
法改正

法改正のポイント

- 教育委員会に対する学校運営協議会設置の努力義務
- 学校運営協議会の役割として学校運営に加えて、学校支援の企画・立案を行える仕組み 地域コーディネーターの委員としての参画を促進
- 2以上の学校について1つの学校運営協議会を置くことができる。（文部科学省省令で定める場合）

埼玉県教育委員会の方針

- 平成28年度より
「コミュニティ・スクール設置の推進」
- 埼玉県5か年計画の指標（H29～33）
平成28年4月1日・・・9校
平成33年4月1日300校（約3割）

県内コミュニティ・スクール指定状況

- 全 国（平成28年4月現在）
47都道府県内 2,806校
（H24～28）
5年間で1割 3,000校を目標
- 埼玉県（平成28年4月現在）
4市 9校
（川口市、新座市、深谷市、久喜市）
- 29年4月1日 10市 105校

県内市町村の状況

- 学校運営協議会の会議の開催回数
 - A市：年間3～4回
 - B市：年間3回の会議の他、
定期的に小中合同会議を開催
 - C市：年間10回程度

県内市町村の状況

- 学校運営協議会委員の謝金

年間 1 万円 : 3 市

年間 9 千円 : 1 市

年間 7 千円 : 1 市

年間 6 千円 : 2 市

年間 5 千円 : 1 市

県内市町村の状況

- 委員の人数：10～15人程度
- 委員の構成
学校応援コーディネーター、PTA会長、警察
自治会長、ボラティア代表、少年補導員、
幼稚園・保育園、民生・児童委員、安協会長
婦人会会長、社会福祉協議会長、公民館長
人権擁護委員、おやじの会会長、体協会長、
首長部局・教育委員会職員、校長・教頭 等

美里町での導入にあたって



導入にあたってのスケジュール

- 「周到な準備をし、導入をめざす」
埼玉県5か年計画の指標
(H29～H33)
平成33年4月に間に合うように
- 委員の選出方法等の慎重な検討
委員の取り合い 等

導入にあたってのスケジュール

1. 管理規則改正及び学校運営協議会規則の策定
2. 校長会での説明（平成30年10月程度）
3. 学校運営協議会委員の人選
（平成31年1月 学校から教委へ素案提出
平成31年2月 教委での検討
平成31年3月 学校の内諾
平成31年4月 教委より任命 第1回会議で）
4. 会議の回数や謝金
謝金は、学校評議委員が 5000円で同程度か？
学校評議委員会3回 + 1回（学校運営方針承認・熟議）
5. モデル校の指定
6. 教職員や地域の方に周知（熟議の理解）